

他道府県の市町村より

豊島区に転入された妊婦の方へ



- ◎ 母子健康手帳は、前住所地で交付を受けたものを継続してお使いください。
住所欄に新しい住所をご記入ください。
 - ◎ 妊婦健康診査受診票は、前住所地で交付されたものは使用できません。
改めて豊島区の妊娠届受付窓口で受診票の交付手続きをした使用してください。
 - ◎ 豊島区に転入後、東京都外の医療機関・助産所で妊婦健康診査を受診したため、
豊島区で交付した受診票が使用できなかった場合、ご出産後1年以内に健康推進課で
費用助成の手続きをしてください。
- ※豊島区に転入する前に受診した健診費用の助成については、前住所地にお問い合わせください。